

が ん う ち く そ う だ ん し え ん
岩 宇 地 区 相 談 支 援 セ ン タ ー
し ょ う が い じ そ う だ ん し え ん じ ぎ ゃ う り ゃ う け い や く し ょ
障 害 児 相 談 支 援 事 業 利 用 契 約 書

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人あけぼの福祉会
が ん う ち く そ う だ ん し え ん い か じ ぎ ゃ う し ゃ り ゃ う し ゃ じ ぎ ゃ う し ゃ て い き ゃ う
岩 宇 地 区 相 談 支 援 セ ン タ ー (以下「事業者」という。)は、利用者が事業者から提供
し ょ う が い じ そ う だ ん し え ん じ ぎ ゃ う し ゃ う たい り ゃ う り ゃ う き ん し は ら
される障害児相談支援事業によるサービスを受け、それに対する利用料金を支払う
こ と に つ い て、次 の と お り 契 約 (以下「本契約」という。)を締結します。

だ い じ ゃ う け い や く も く て き
第 1 条 (契約の目的)

ほ ん け い や く り ゃ う し ゃ ゆ う の り ゃ ゃ く お よ て き せ い お う じ り つ に ち じ ゃ う せ い か つ ま た し ゃ か い
本契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会
せ い か つ い と な じ ぎ ゃ う し ゃ り ゃ う し ゃ たい ひ つ ゃ う じ じ ゃ う ふ く し ほう も と
生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な児童福祉法に基づ
く 障 害 児 相 談 支 援 サ ー ビ ス を 適 切 に 提 供 す る 事 を 定 め ま す。

だ い じ ゃ う け い や く き かん
第 2 条 (契約期間)

ほ ん け い や く け い や く き かん へ い せ い ね ん が つ に ち へ い せ い ね ん が つ に ち
本契約の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
と し ま す。

な お、本契約は双方協議の上にてこの契約を更新することができ、利用者もしくは
り ゃ う し ゃ こ う け ん に ん な ど ほ ん け い や く き かん ま ん り ゃ う か げ つ ま え じ ぎ ゃ う し ゃ たい こ う し ん
利用者の後見人等から本契約期間満了の1カ月前までに、事業者に対して更新を
し ない 旨 の 通 知 が な け れ ば 契 約 期 間 満 了 の 翌 日 よ り さ ら に 1 年 間 更 新 さ れ、以 降
じ じ ゃ う こ う し ん
自動更新するものとします。

だ い じ ゃ う と う り ゃ ゃ う け い か く さ く せ い
第 3 条 (サービス等利用計画の作成)

- 1 事業者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
の 作 成 に 関 す る 業 務 を 担 当 さ せ る も の と し ま す。
- 2 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問する等をし、利用者及びその家族に
め ん せ つ り ゃ う し ゃ お よ か ぞ く お じ ゃ ゃ う り ゃ う し ゃ き ぼ う せ い か つ か い け つ
面接して利用者及び家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決す
べ き 課 題 等 を 把 握 し ま す。
- 3 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域
に お け る 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 等 に 関 す る サ ー ビ ス の 内 容、利 用 料 等 の
じ ゃ う ほう て き せ い り ゃ う し ゃ ま た か ぞ く たい て い き ゃ う り ゃ う し ゃ せん た く
情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択
を 求 め る も の と し ま す。
- 4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ

て、利用者及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

- 5 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料ならびに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載した障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。
- 6 支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画の原案に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
- 7 担当者から専門的な見地からの意見を求めた障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は保護者の同意を得た上で、障害児支援利用計画を完成し、利用者と福祉サービス等の担当者に交付します。

第4条（障害児支援利用計画作成後の便宜の供与）

事業者は、障害児支援利用計画作成後において、次の各号に定める継続サービス利用支援を提供するものとします。

- 一 利用者及びその家族等とモニタリング期間に定められた条件に従って面接し、経過を把握します。
- 二 利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- 三 福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- 四 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条（サービス等利用計画の変更）

利用者が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、利用計画を変更します。

第6条 (障害児入所施設等への紹介)

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第7条 (利用者負担額及び実費負担額)

- 事業者の提供する障害児相談支援事業に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。
ただし、事業者が障害児相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、サービス利用料金を事業者に対し、いったん支払うものとします。
- 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて障害児相談支援事業によるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。
- 前項の実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月20日までに支払います。

第8条 (事業者の基本的義務)

- 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害児相談支援事業を適切に行います。
- 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、障害児相談支援事業によるサービスを提供します。

第9条 (事業者の具体的義務)

- (安全配慮義務) 事業者は、障害児相談支援事業によるサービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。
- (守秘義務) 事業者及び相談支援専門員は、本契約による相談支援事業によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4 (記録保存整備義務) 事業者は、相談支援事業によるサービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日9時～17時)に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

第10条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、障害児相談支援事業の提供によって事故が生じた場合には、速やかに北海道、市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、障害児相談支援事業を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第11条 (契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 五 第2条の契約期間が満了した場合(ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く)

第12条 (利用者からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第13条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援

を実施しない場合

二 事業者もしくは相談支援専門員が第9条1項から4項に定める義務に違反した場合

三 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第14条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 二 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合
- 三 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

第15条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づく障害児相談支援事業に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づく特定相談支援事業に関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第16条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

じぎょうしゃ じゅう しょ いわないぐんいわないちょうあぎのつか ばん ち
事業者 住 所 岩内郡岩内町字野東210番地

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん ふくしかい
事業者名 社会福祉法人あけぼの福祉会

だいひょうしゃしめい りじちょう
代表者氏名 理事長 西崎 公一

いん
印

りようしゃ じゅうしょ
利用者 住所

しめい いん
氏名 印

ほごしゃ じゅう しょ
保護者 住 所 :
しめい
氏 名 :
ぞく がら
続 柄 :

いん
印